

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」2年度事業実績及び3年度事業計画等

報告機関名(子ども・子育て支援課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(2年度末に更新してください)	評価(C)(2年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R3.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関
				R2年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画	実施上の課題等			
1	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知</li> <li>◆「しおり」を窓口へ設置</li> <li>◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明</li> <li>◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼</li> <li>◆町村と連携した制度等の周知</li> <li>◆町村や当所の職員の現行制度の理解を深める。</li> <li>◆民生児童委員対象に制度の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の周知の拡大</li> <li>・町村及び福祉保健所職員による制度の説明や対応力の向上</li> <li>・ホームページや窓口での「しおり」の設置や周知方法の効果について検証が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知</li> <li>◆しおり・パンフレットを窓口を設置</li> <li>◆相談者にわかりやすく相談窓口を説明</li> <li>◆管内の町村の広報にひとり親家庭の自立支援事業等の掲載がされるようになった。(中央東福祉保健所)</li> <li>◆所ホームページに制度に関する説明を掲載した。(中央西福祉保健所)</li> <li>◆町村と連携した制度等の周知(幡多福祉保健所)</li> <li>◆町村職員へ制度について説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの情報更新については、古い情報にリンクしていることもあるため、定期的に確認する必要がある。</li> <li>・町村及び福祉保健所の職員の制度理解を深めるとともに、連携を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【安芸福祉保健所】</li> <li>・ホームページの情報更新(リンク先含む)</li> <li>・庁舎に、しおり・パンフレット等を設置して周知を図る。</li> <li>・町村と連携した制度等の周知</li> <li>【中央西福祉保健所】</li> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知</li> <li>・「しおり」を窓口へ設置</li> <li>・相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明</li> <li>◆町村職員に現行制度について説明</li> <li>【幡多福祉保健所】</li> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知</li> <li>・「しおり」を窓口へ設置</li> <li>・相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明</li> <li>◆町村と連携した制度等の周知</li> <li>◆町村や当所の職員の現行制度の理解を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【安芸福祉保健所】</li> <li>・制度を活用するため、担当者の制度説明や対応力の向上が必要</li> <li>【中央西福祉保健所】</li> <li>◆制度や相談窓口の周知</li> <li>・「しおり」を窓口へ設置</li> <li>・相談者には「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明</li> <li>◆問合せのあった町村担当職員に対して制度について説明実施。</li> <li>◆町村への広報での周知依頼</li> <li>【幡多福祉保健所】</li> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知</li> <li>・「しおり」を窓口へ設置</li> <li>◆町村と連携した制度等の周知</li> <li>◆町村職員へ制度について説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【安芸福祉保健所】</li> <li>・ホームページの情報更新については、古い情報にリンクしていることもあるため、定期的に確認する必要がある。</li> <li>【中央西福祉保健所】</li> <li>◆制度や相談窓口の周知</li> <li>・「しおり」を窓口へ設置</li> <li>・相談者には「しおり」を配付し、問合せ以外の活用可能な制度の情報提供や相談窓口を紹介した。</li> <li>◆問合せのあった町村担当職員に対して制度について説明を行った。</li> </ul>	福祉保健所	
2	1 体制の強化・相談体制の充実	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談情報の積極的な発信</li> <li>◆療育福祉センターのホームページ等において障害児の医療(小児科、精神科、整形外科等)や福祉サービス、発達障害等の相談に関する情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村や中央児童相談所、学校等の関係機関との連携</li> <li>◆組織改正に伴う相談窓口の変更の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ホームページ等による周知を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆必要な情報の更新を図るなど、最新の情報について周知が図られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談情報の積極的な発信</li> <li>◆療育福祉センターのホームページ等において障害児の医療(小児科、精神科、整形外科等)や福祉サービス、発達障害等の相談に関する情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村や中央児童相談所、学校等の関係機関との連携</li> <li>◆組織改正に伴う相談窓口の変更の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ホームページ等による周知を実施</li> </ul>		障害福祉課
3	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付</li> <li>◆市町村等と連携し、離婚手続き時等の機会を活用してひとり親家庭に必要な情報を提供する。</li> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへの掲載</li> <li>◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの作成、配布</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌へ掲載</li> <li>◆センター等のPRのための手に取りやすいカードを活用した周知</li> <li>◆SNS等を活用し、広報媒体を拡大する</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターや支援制度の認知度を向上させるため、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(7月～)</li> <li>配布部数:22,500部、配布先:34市町村他900箇所</li> <li>◆各市町村へ「ひとり親家庭等福祉のしおり」配布時、戸籍担当窓口への設置を依頼</li> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載</li> <li>◆センターへの相談件数 846件(前年同期:801件)</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシ、カードの配布(チラシ)</li> <li>配布部数 5,570部、配布先:34市町村54か所(カード)</li> <li>配布部数 4,950枚、配布先:34市町村他42か所</li> <li>◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布(8月)</li> <li>配布部数 3,500部、配布先:34市町村外33か所</li> <li>◆児童家庭課フェイスブックへの情報掲載</li> <li>・ひとり親家庭等福祉のしおり</li> <li>◆センターのLINE公式アカウントによる情報発信(4月)</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布先は昨年度から微減しているが、これは幼稚園・保育園・学校数の減少によるもの。今年度は、大学や法律事務所等に配布先を拡大し、ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付</li> <li>◆市町村等と連携し、離婚手続き時等の機会を活用してひとり親家庭に必要な情報を提供する。</li> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載</li> <li>◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの作成、配布</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌へ掲載</li> <li>◆センター等のPRのための手に取りやすいカードを活用した周知</li> <li>◆SNS等を活用し、広報媒体を拡大する</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターや支援制度の認知度を向上させるため、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(7月～)</li> <li>配布部数:22,500部、配布先:34市町村等</li> <li>◆各市町村へ「ひとり親家庭等福祉のしおり」配布時、戸籍担当窓口への設置を依頼</li> <li>◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載</li> <li>◆センターへの相談件数 165件(前年同期:414件)</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシ、カードの配布(チラシ)</li> <li>配布部数 540部、配布先:13か所(カード)</li> <li>配布部数 550枚、配布先:12か所</li> <li>◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布(8月)</li> <li>・配布部数 3,500部</li> <li>・配布先:34市町村、養成機関、ハローワーク、ひとり親家庭等就業・自立支援センター、女性相談センター、県福祉保健所</li> <li>◆子ども・子育て支援課フェイスブックへの情報掲載</li> <li>◆センターのLINE公式アカウントによる情報発信(LINE登録者数187人:R3.8月末)</li> <li>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆認知度向上に向けた周知の強化を図った。</li> </ul>	子ども・子育て支援課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」2年度事業実績及び3年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども・子育て支援課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(2年度末に更新してください)	評価(C)(2年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R3.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関		
				R2年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証			
4	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆市町村においては、全戸配布(27市町村)町内会回覧(16市町村)を行うなど、効果的な広報について関係機関と連携する。	◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	◆アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化		◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布 くらしネットKochi 110,600部(R2.6月・8月・11月・R3.2月発行) HPでの情報発信	◆市町村においては、全戸配布、町内会回覧を行うなど、効果的な広報について関係機関と連携することができる。	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布 くらしネットKochi 101,600部(年4回発行) HPやSNSでの情報発信	◆情報を受け取る方が固定化しており、これ以外の方にどのように情報を届けるか。	◆くらしネットKochi発行(R3.7月・9月発行) ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ◆SNS(Facebook61回、Instagram40回)配信	◆わずかつづではあるが、SNSのフォロワー数も増えている。県民に広く情報を届けるため、今後とも効果ある広報手段を検討していく。	県民生活課
				◆広報紙やチラシ、ポスター、カード等の作成及び配布。 ◆公共交通機関等での広報・啓発ポスター等の掲示。 ◆TVやラジオ等の各種媒体を活用した啓発の実施。	◆被害者・加害者とならないよう、若年層からの啓発の充実・強化。 ◆男性(被害者・加害者とも)への啓発・広報の強化。	◆R2年度 ・DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 23,450枚 DV啓発ポスター200枚 ポスターを路線バス40台、バス待合所3か所に掲示 DV相談ナビ周知カード 4,000枚 ◆各種広報媒体による啓発活動 ラジオ番組による広報(RKCラジオ、11/12) 高知城ハープルライトアップ(11/14,15) パネル展示による啓発	◆民間団体等と連携した広報啓発を実施したことや、マスコミを通じた広報活動を行ったことで、県民へ効果的なPRを行うことができた(DV相談カードの配布、ラジオ広報等)。 ◆今後とも、民間団体と連携を図り、継続した広報・啓発を実施していく必要がある。	◆DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 23,450枚 DV啓発ポスター200枚 ポスターを路線バス40台、バス待合所3か所に掲示 DV相談ナビ周知カード 4,000枚 ◆各種広報媒体による啓発活動 ラジオ番組による広報(RKCラジオ、11/12) 高知城ハープルライトアップ(11/14,15) パネル展示による啓発	◆広報手段の確保 ◆庁内の協力体制の構築 ◆広報を見る人や講演会・研修に参加する人が固定化されがち	◆パネル展示によるDV・デートDVの啓発(県庁1階で6/14~25、オーテピアで8/19~25)	◆啓発活動に関しては数値化して効果を計ることが難しいが、全体の底上げのためにも、今後も広報・啓発活動を継続して実施する必要がある。	人権・男女共同参画課		
				◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ等を活用した情報発信 ◆各種イベント等へのブース出展、チラシ配布 ◆企業及び関係機関向けの事業案内冊子の配布 ◆SNSやインターネット広告を活用したHPへの効果的な誘導	◆関係機関と連携した広報活動の強化 ◆認知度向上及び利用者増加に向けた広報活動の強化が必要	◆チラシの配布(随時) HPでの情報発信(随時) フェイスブックでの動画、就職成功体験等の情報発信(随時) LINE公式アカウントの開設(8月)、情報発信求人誌への掲載(随時) ラジオでの広報(1回)	◆新型コロナウイルスの影響を受け、新規相談者数の減少傾向が続いているため、更なる周知が必要	◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ等を活用した情報発信 ◆各種イベント等へのブース出展、チラシ配布 ◆企業及び関係機関向けの事業案内冊子の配布 ◆SNSやインターネット広告を活用したHPへの効果的な誘導	◆新型コロナウイルス感染症拡大による、イベントやセミナーの中止を原因とした広報機会損失や、企業訪問の機会減少	◆チラシの配布(随時) HPでの情報発信(随時) フェイスブックでの動画、就職成功体験等の情報発信(随時) 求人誌への掲載(随時) ラジオでの広報(2回)	◆利用者(個人・企業)の増に向けたPRの強化	人権・男女共同参画課		
5	1 体制の強化・相談	① 情報提供の充実	イ 相談窓口の周知	◆地域住民に地域での身近な相談相手であることを知っていただくため、民生委員・児童委員の活動について広報を行う。	◆民生委員・児童委員への理解及び地域での浸透	◆各種行事等において、民生委員・児童委員活動の啓発を実施	◆各地域において、民生委員・児童委員の活動に対する理解が深まった。	◆地域住民に地域での身近な相談相手であることを知っていただくため、民生委員・児童委員の活動についてHP等により広報を行う。	◆民生委員・児童委員への理解及び地域での浸透	◆各種行事等において、民生委員・児童委員活動の啓発を実施	◆各地域において、民生委員・児童委員の活動に対する理解が深まった。	地域福祉政策課		
6	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、こち男女共同参画センター、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を実施する。 ◆相談者へのアンケートの実施、分析 ◆弁護士等による法律相談 ◆来所が難しい方への出張相談等、関係機関と連携した相談機会の拡大など情報提供・相談体制の強化。	◆相談者の個々のニーズに応じた支援ができるよう、相談体制の強化、関係機関との連携を含めた支援体制の構築	◆センターへの相談件数 846件(前年同期:801件) 同行支援 8件(前年同期:5件) ◆法律相談 利用者数:84人(司法書士44人、弁護士40人) うち養育費に係る相談:27件 (前年同期:法律相談67人、うち養育費に係る相談14件)	◆活用が進んでいないセンターのサービス(役所等への同行サービスなど)についての周知を強化していく必要がある。 ◆法律相談(弁護士)は、事業を開始したH29から安定して利用実績が増加している。また、相談内容のうち、養育費に関する相談が前年度から倍増している。	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、こち男女共同参画センター、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を実施する。 ◆来所が難しい方への出張相談や、オンラインの利用等による相談の利便性の向上。 ◆SNS等のツールを活用した情報発信の強化。	◆相談員の育成とともに、センターの専門性を活かした支援ができるよう、関係機関との連携を含めた相談支援体制の強化 ◆来談者を受け入れるだけでなく、活動範囲を広げ、支援が必要な対象者に向けて積極的に情報発信を行う体制作り。	◆センターへの相談件数 165件(前年同期:414件) 同行支援 1件(前年同期:3件) ◆法律相談 利用者数:34人(司法書士20人、弁護士14人) うち養育費に係る相談:20人(前年同期:法律相談33人、うち養育費に係る相談9人) ◆専門家相談(R3.7月開始) ・心理カウンセラー3回 ・社会福祉士3回 ・ファイナンシャルプランナー3回 ◆センターの開所時間の延長 ・火・木曜日は19時30分まで開所	◆R3.4~5月はセンターが休止していた影響もあり、相談件数は前年同期に比べ少ない。 ◆法律相談件数は、前年同期並みである。相談内容別では養育費に関する相談が最も多い。 ◆新たな取組として、第1~3土曜日に専門家相談を開始(予約制)。 ◆相談者数延べ7人(7、8月) ◆19時30分まで開所時間を延長したことによる相談件数の増加は見られない。	子ども・子育て支援課		

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」2年度事業実績及び3年度事業計画等

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(2年度末に更新してください)	評価(C)(2年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R3.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関	
				R2年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画	実施上の課題等				
7	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ 県福祉保健所における相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進</li> <li>◆市町村担当者会(保健師等)で制度について説明</li> <li>◆制度利用の相談時には、町村、本課、関係機関と十分な連携を図り対応する。</li> <li>◆相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。</li> <li>◆所内での情報の共有化</li> <li>◆所内職員への周知</li> <li>◆所内での事例検討の開催</li> <li>◆生活保護担当との情報共有及び連携</li> <li>◆適切な対応ができるように職員との相談対応能力の向上</li> <li>◆制度についての所内勉強会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆支援制度活用の少ない町村担当者への理解促進</li> <li>◆各支援制度の把握と活用</li> <li>◆対象者への制度の周知</li> <li>◆所内でのスムーズな情報の共有化</li> <li>◆職員の対応力の向上</li> <li>◆担当者会に参加し制度の理解を深め必要な事務手続きの基礎を学んだ。</li> <li>◆職員間で適宜関係資料を回覧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事例に応じて町や関係機関と情報交換し連携を促進</li> <li>◆市町村と情報交換して相談者に対応</li> <li>◆所内での情報共有し適切な対応促進</li> <li>◆生活保護担当へ事業の情報提供</li> <li>◆職員の対応力の向上</li> <li>◆担当者会に参加し制度の理解を深め必要な事務手続きの基礎を学んだ。</li> <li>◆職員間で適宜関係資料を回覧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【安芸福祉保健所】</li> <li>◆コロナの蔓延防止による自粛意識のため、本年度は相談がない</li> <li>【中央東福祉保健所】</li> <li>◆町村担当や本課担当との連携により、母子父子寡婦福祉資金貸付や高等職業訓練促進給付金の利用につながった。</li> <li>【中央西福祉保健所】</li> <li>◆日頃の町村や関係機関との情報交換や担当者会の参加等による相談対応力の向上については、今後も継続した取組が必要。</li> <li>【中央東福祉保健所】</li> <li>◆相談時には市町村、関係機関との連携を図り制度の利用につなげることができた。また、実際の制度利用を通じて町村や福祉保健所職員が実務についての理解を深めることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進</li> <li>◆市町村担当者会(保健師等)で制度について説明</li> <li>◆制度利用の相談時には、町村、本課、関係機関と十分な連携を図り対応する。</li> <li>◆相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。</li> <li>◆所内での情報の共有化</li> <li>◆生活保護担当との情報共有及び連携</li> <li>◆適切な対応ができるように職員との相談対応能力の向上</li> <li>◆制度についての所内勉強会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【安芸福祉保健所】</li> <li>◆情報が必要な人に周知できるしくみの構築</li> <li>【中央西福祉保健所】</li> <li>◆福祉保健所及び町村の担当職員は異動等で変わるため、年度当初は各制度の把握が不十分なことが多い。</li> <li>【中央東福祉保健所】</li> <li>◆支援制度活用の少ない町村担当者への理解促進</li> <li>◆各支援制度の把握と活用</li> <li>◆対象者への制度の周知</li> <li>◆所内でのスムーズな情報の共有化</li> <li>◆市町村や関係機関との情報共有・連携促進</li> <li>◆福祉保健所職員の制度理解を含めた相談能力向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【安芸福祉保健所】</li> <li>◆町村と連携して制度の活用を支援する</li> <li>◆生活保護係と制度の情報共有を図る</li> <li>◆高等職業訓練促進給付金相談1件(実施1件)</li> <li>◆自立支援教育訓練給付金相談0件</li> <li>◆母子・父子・寡婦福祉資金貸付1件</li> <li>【中央東福祉保健所】</li> <li>◆高等職業訓練促進給付金1件</li> <li>【中央西福祉保健所】</li> <li>◆子ども子育て支援課の担当者会への参加。相談を受け、支援制度の活用支援</li> <li>◆市町村、関係機関と連携を図り相談対応</li> <li>◆自立支援教育訓練給付金(実施1件)</li> <li>◆高等職業訓練促進給付金(実施3件)</li> <li>◆母子父子寡婦福祉資金貸付金相談1件(実施1件)</li> <li>【須崎福祉保健所】</li> <li>◆高等職業訓練促進給付金1件</li> <li>◆母子父子寡婦福祉資金貸付2件</li> <li>【幡多福祉保健所】</li> <li>◆必要に応じて町や関係機関と情報交換し連携を促進</li> <li>◆職員への対応力の向上</li> <li>◆担当者会に参加し制度の理解を深め必要な事務手続きの基礎を学んだ。</li> <li>◆職員間で適宜関係資料を回覧</li> <li>◆母子父子寡婦福祉資金貸付相談0件</li> <li>◆高等職業訓練促進給付金1件</li> </ul>	福祉保健所		
8	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ 教育関係機関における相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆SCの学校への配置 小:190校、中:107校、高:36校、特支14校(全校種配置率100%)</li> <li>◆アウトリーチ型SCの配置 11市</li> <li>◆SC研修講座 6回実施</li> <li>◆SSWの市町村・学校への配置 35市町村(学校組合) 県立学校24校</li> <li>◆SSW連絡協議会 1回実施</li> <li>◆相談支援体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会 2ブロックで実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆専門人材の確保のため、県内外の大学や関係団体との連携強化に努めることが重要である。</li> <li>◆SC、SSWの専門性のさらなる向上のため、県の教育課題や個々の課題意識に合った研修テーマを設定する。</li> <li>◆相談支援体制の充実のために、学校とSC、SSWが効果的に連携した支援体制の構築を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆SCの学校への配置 小:188校、中:106校、義務教育学校:2校、高:36校、特支14校(全校種配置率100%)</li> <li>◆アウトリーチ型SCの配置 11市</li> <li>◆SSWの市町村・学校への配置 35市町村(学校組合) 県立学校25校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆SC・SSWを活用した校内支援会の実施は定着してきた。校内支援会を軸として、支援が必要な児童生徒について組織的に状況把握を行い、継続した支援につなげている。</li> <li>◆SC、SSWの専門性について、各学校の理解をさらに深め、校内支援会での効果的な活用、協議の質的向上を図る必要がある。</li> <li>◆SC・SSWの専門性をさらに向上させる必要がある。</li> <li>○専門性の高いSC・SSWの確保のために、県内外の大学や関係団体との連携強化にこれまで以上に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆SC:全公立学校への配置 アウトリーチ型SCの配置 11市</li> <li>◆SSW:全市町村(学校組合)に配置 全県立学校に配置(巡回型・派遣型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆SC、SSWの専門性の向上や各学校の校内支援会でのSC・SSWの効果的な活用、協議の質的向上を図る必要がある。</li> <li>◆SC、SSWの専門性の向上や各学校の校内支援会でのSC・SSWの効果的な活用、協議の質的向上を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆SC:全公立学校への配置 小:185校、中:106校、義:2校、高:37校、特:14校 アウトリーチ型SCの配置 11市</li> <li>◆SSW:全市町村(学校組合)に配置 35市町村(学校組合) 全県立学校に配置 (巡回型・派遣型) 中:4校、高:36校、特:13校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆SCの相談件数、SSWの支援回数、校内支援会の活用率等、SC・SSWの活動状況の把握を通して、効果的な配置に関する情報収集を行う必要がある。</li> </ul>	人権教育・児童生徒課	
9	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ 市町村社会福祉協議会等における相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活困窮者自立相談支援事業委託</li> <li>◆町村社協へのヒアリング 自立相談支援事業を委託する16町村社協を訪問し、事業実施上の課題等を把握するとともに今後の事業への助言指導につなげる。</li> <li>◆市へのヒアリング 事業実施上の課題等を把握するとともに、任意事業未実施の市に対しては実施に向けて積極的に取り組むよう働きかけをかける。</li> <li>◆生活困窮者自立支援事業従事者研修会開催</li> <li>◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆従事者研修については、現場の実情に沿ったものとなるよう、支援員の意見を踏まえたうえで、内容を組み立てていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活困窮者自立相談支援事業委託 生活困窮者への相談支援を実施(16町村社協)</li> <li>◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村社協等 7/17~8/28(計9日間)</li> <li>◆生活困窮者自立支援事業従事者研修会の開催 2回開催(8/21、11/26)</li> <li>◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会の開催 安芸・中央西・幡多圏域で実施(中央東・幡多圏域は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村社協等へのヒアリング 研修等によりノウハウ習得、スキル向上を図る必要がある。</li> <li>◆複合的な課題を抱えている方については、各自立相談支援機関とも、人員不足やノウハウ不足などにより苦慮しているため、人員配置や人材養成の充実を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活困窮者自立相談支援事業委託</li> <li>◆町村社協へのヒアリング 自立相談支援事業を委託する16町村社協を訪問し、事業実施上の課題等を把握するとともに今後の事業への助言指導につなげる。</li> <li>◆市へのヒアリング 事業実施上の課題等を把握するとともに、任意事業未実施の市に対しては実施に向けて積極的に取り組むよう働きかけをかける。</li> <li>◆生活困窮者自立支援事業従事者研修会開催</li> <li>◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆従事者研修については、現場の実情に沿ったものとなるよう、自立相談支援機関の意見を踏まえたうえで、内容を組み立てていく必要がある。</li> <li>◆生活困窮者自立相談支援事業委託 生活困窮者への相談支援を実施(16町村社協) 新たに6町村社協に支援員を加配</li> <li>◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村社協等へ書面により調査 ※現在集計中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活困窮者自立相談支援事業委託 生活困窮者への相談支援を実施(16町村社協) 新たに6町村社協に支援員を加配</li> <li>◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村社協等へ書面により調査 ※現在集計中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活困窮者自立相談支援事業委託 生活困窮者への相談支援を実施(16町村社協) 新たに6町村社協に支援員を加配</li> <li>◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村社協等へ書面により調査 ※現在集計中</li> </ul>	地域福祉政策課	
10	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆専門的な人材の育成と専門性の向上のため、更生医療や補装具に関する市町村職員研修会を開催する。</li> <li>◆身体障害者更生相談所において、補装具、更生医療に関する相談に対応する。</li> <li>◆発達障害者支援センターにおいて、発達障害児・者とその家族や支援者からの相談に対し、助言や情報の提供、専門的なアセスメントに基づいた個々の特性に応じた支援を行う。</li> <li>◆発達に心配のある親とその家族からの診療相談に応じ、予約を受けると共に早期支援につなげる。また、診療後社会資源の情報提供を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆身体障害者更生相談所業務に関わる市町村職員の専門性の向上に向け、日々の業務の中で困りごとなどに気を配り、適切な助言等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村からの更生医療電話相談件数 R3.3末時点:140件</li> <li>◆発達障害者支援センターでの相談件数 (R3.3末時点) 電話相談:227件 来所相談:195件 訪問:13件 その他:5件</li> <li>◆地域連携室での相談件数 (R3.3末時点) 診療相談:207件 情報提供 手当関係:147件 事業所関係:231件 手帳関係:78件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆当事者からの相談ニーズに対して適切に対応できている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆専門的な人材の育成と専門性の向上のため、更生医療や補装具に関する市町村職員研修会を開催する。</li> <li>◆身体障害者更生相談所において、補装具、更生医療に関する相談に対応する。</li> <li>◆発達障害者支援センターにおいて、発達障害児・者とその家族や支援者からの相談に対し、助言や情報の提供、専門的なアセスメントに基づいた個々の特性に応じた支援を行う。</li> <li>◆発達に心配のある親とその家族からの診療相談に応じ、予約を受けると共に早期支援につなげる。また、診療後社会資源の情報提供を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆身体障害者更生相談所業務に関わる市町村職員の専門性の向上に向け、日々の業務の中で困りごとなどに気を配り、適切な助言等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村からの更生医療電話相談件数 R3.3末時点:76件</li> <li>◆発達障害者支援センターでの相談件数 (R3.8末時点) 電話相談:86件 来所相談:66件 訪問:3件 その他:1件</li> <li>◆地域連携室での相談件数 (R3.8末時点) 診療相談:612件 情報提供 手当関係:55件 事業所関係:148件 手帳関係:37件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村からの更生医療電話相談件数 R3.3末時点:76件</li> <li>◆発達障害者支援センターでの相談件数 (R3.8末時点) 電話相談:86件 来所相談:66件 訪問:3件 その他:1件</li> <li>◆地域連携室での相談件数 (R3.8末時点) 診療相談:612件 情報提供 手当関係:55件 事業所関係:148件 手帳関係:37件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村からの更生医療電話相談件数 R3.3末時点:76件</li> <li>◆発達障害者支援センターでの相談件数 (R3.8末時点) 電話相談:86件 来所相談:66件 訪問:3件 その他:1件</li> <li>◆地域連携室での相談件数 (R3.8末時点) 診療相談:612件 情報提供 手当関係:55件 事業所関係:148件 手帳関係:37件</li> </ul>	障害福祉課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」2年度事業実績及び3年度事業計画等

報告機関名(子ども・子育て支援課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(2年度末に更新してください)	評価(C)(2年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R3.8月末)	評価(C)	担当課又は関係機関
				R2年度実施計画	実施上の課題等			R3年度実施計画	実施上の課題等			
11	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。	◆相談内容に応じ、有効な情報提供ができるよう、各相談窓口間のネットワークの形成  ◆ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との連携も図りながら、求人や職業訓練等の情報を提供し、きめ細かい就労支援を行う。	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐようにした。	◆引き続き、各関係窓口間の情報共有・提供を行い、連携していくことが必要	◆消費生活センターで受付けた相談内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。	◆適切な関係機関に繋ぐよう相談員の資質向上と情報共有に継続して取り組む必要がある。	◆高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等への情報提供(随時)	◆引き続き関係機関で情報共有を図っていく。	県民生活課
				◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。	◆小さな子ども連れ等の、入所者の実情に応じた雇用の受入を民間企業に働きかける。	◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有した。	◆引き続き、各関係窓口間の情報共有・提供を行い、連携していくことが必要	◆女性相談支援センター、こち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。	◆DV被害者については、精神的なショックを受けており療養が必要な場合が多く、早期に就労支援につながるケースは少ない。	◆女性相談支援センター、こち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。	◆DV被害者等に対する、ハローワークや女性しごと応援室等の情報提供や女性相談支援センター職員(生活サポーター)による同行支援	◆ソーレへの相談者に対する一人親家庭等就業・自立支援センターの情報提供(随時)
12	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	イ ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上	◆母子父子自立支援員等関係職員への研修会の実施や研修会への参加	◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携 ◆市町村、県福祉保健所担当者への理解促進	◆ひとり親家庭福祉事務担当者会の実施(6/3:参加者35名、1/22:参加者29名) ◆令和2年度四国ブロック母子・父子自立支援員等研修会、母子家庭等就業・自立支援センター職員研修会及び養育費相談支援に関する四国ブロック研修会合同研修会の実施(11/20:参加者29名)	◆今年度は新型コロナウイルス感染症対策で1団体につき1名の出席としたため、参加者数が減少している。 ◆各事業担当者が制度改正となった部分などを中心に制度全般の説明を行ったが、開催後も参加者の理解度にはばらつきがあるため、引き続きフォローしていく必要がある。今後は、参加者の知識・理解をより深めるため、グループワーク形式を取り入れる等、担当者会の開催形式についても検討したい。 ◆四国ブロック研修会では、弁護士や養育費相談支援センターの職員による講義に加え、参加者同士のグループディスカッションを取り入れ、活発な意見交換ができた。	◆母子・父子自立支援員やひとり親家庭等就業・自立支援センターの相談員等の研修会への参加	◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携 ◆市町村、県福祉保健所担当者の各種制度の理解促進	◆ひとり親家庭福祉事務担当者会の実施(5/17幡多、21中央東、24須崎)	◆今年度は、各福祉保健所の管轄区域ごとに担当者会を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中央西と安芸地区が中止となった。 ◆今年度からひとり親家庭等就業・自立支援センターの運営法人が替わったことから、センターの相談員の育成が課題である。	子ども・子育て支援課
				◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を行う ◆出張相談・移動相談の広報を行うとともに市町村等に依頼 ◆無料職業紹介事業 ◆事業主に対し、ひとり親の雇用した場合に支給される助成制度の説明やひとり親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動に合わせ、求人企業開拓を行う。	◆センターの広報の充実 ◆相談者へのコンサルティング等の専門的支援が必要な場合に、他の就業支援機関との連携	◆就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ◆他の就業支援機関と連携した就業支援 ◆市町村・ハローワーク等での移動相談実施  ・新規求職者数:37人(R1:37人) ・就職者数:24人(R1:40人) ・移動相談:2回、相談者数0人(R1:6回、相談者数1人) ・無料職業紹介事業求人登録件数:717件(R1:983件) →就職決定者数2人(R1:5人)	◆就職までの支援や就職後のアフターフォローなど継続的な支援ができるような関係をつくっていくとともに、他の就業支援機関と連携して就職へつなげていく。 ◆移動相談は、児童扶養手当現況届提出期間に合わせて実施したが、相談者がほほいなかった。今後の実施について検討していく必要がある。	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を行う。 ◆無料職業紹介事業 ◆事業主に対し、ひとり親を雇用した場合に支給される助成制度の説明やひとり親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動に合わせ、求人企業開拓を行う。	◆センターの広報の充実 ◆継続的に連絡がとれる就業相談者が少ないことから、求人情報の定期的な提供等の継続的な支援が十分にできていない。 ◆相談員のスキルアップ ◆新型コロナウイルス感染症に配慮した相談活動の在り方。	◆就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ◆他の就業支援機関と連携した就業支援 ◆市町村での移動相談実施  ・新規求職者数:10人(R2:10人) ・就職者数:1人(R2:9人) ・移動相談:8/6~20に実施(香南市、佐川町、南国市、いの町、四万十市、土佐清水市) (R2:未実施~新型コロナ感染症の影響で移動相談を断られたケースがあった)	◆移動相談では、事前に現況届の案内とともにお知らせを送付していたが、当日相談に来る人はほとんどいなかった。	子ども・子育て支援課
13	2 就業支援の強化	1 就業のための支援	ア ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援 ○ 就業情報の提供、就業のあっせん ○ 移動相談の実施 ○ 無料職業紹介事業の充実	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を行う ◆出張相談・移動相談の広報を行うとともに市町村等に依頼 ◆無料職業紹介事業 ◆事業主に対し、ひとり親の雇用した場合に支給される助成制度の説明やひとり親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動に合わせ、求人企業開拓を行う。	◆センターの広報の充実 ◆相談者へのコンサルティング等の専門的支援が必要な場合に、他の就業支援機関との連携	◆就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ◆他の就業支援機関と連携した就業支援 ◆市町村・ハローワーク等での移動相談実施  ・新規求職者数:37人(R1:37人) ・就職者数:24人(R1:40人) ・移動相談:2回、相談者数0人(R1:6回、相談者数1人) ・無料職業紹介事業求人登録件数:717件(R1:983件) →就職決定者数2人(R1:5人)	◆就職までの支援や就職後のアフターフォローなど継続的な支援ができるような関係をつくっていくとともに、他の就業支援機関と連携して就職へつなげていく。 ◆移動相談は、児童扶養手当現況届提出期間に合わせて実施したが、相談者がほほいなかった。今後の実施について検討していく必要がある。	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を行う。 ◆無料職業紹介事業 ◆事業主に対し、ひとり親を雇用した場合に支給される助成制度の説明やひとり親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動に合わせ、求人企業開拓を行う。	◆センターの広報の充実 ◆継続的に連絡がとれる就業相談者が少ないことから、求人情報の定期的な提供等の継続的な支援が十分にできていない。 ◆相談員のスキルアップ ◆新型コロナウイルス感染症に配慮した相談活動の在り方。	◆就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ◆他の就業支援機関と連携した就業支援 ◆市町村での移動相談実施  ・新規求職者数:10人(R2:10人) ・就職者数:1人(R2:9人) ・移動相談:8/6~20に実施(香南市、佐川町、南国市、いの町、四万十市、土佐清水市) (R2:未実施~新型コロナ感染症の影響で移動相談を断られたケースがあった)	◆移動相談では、事前に現況届の案内とともにお知らせを送付していたが、当日相談に来る人はほとんどいなかった。	子ども・子育て支援課
				◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆東部・西部・中部への出張相談の実施 ◆子育て支援センター等の訪問や、子育て女性再就職支援イベントの開催等による潜在的な女性労働力の掘り起こし ◆就職者へのアフターフォロー&キャリア形成支援の実施	◆利用者の増に向けたPRの強化	◆新規相談者数 328人(累計2,767人) 相談件数 1,444件(累計9,069件) 就職者数 117人(累計912人) ◆出張相談回数:21回 ◆子育て支援センター等の訪問:137回 ◆就職者へのアフターフォロー等の実施	◆新型コロナウイルスの影響を受け、新規相談者数の減少傾向が続いているため、更なる周知が必要	◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆東部・西部・中部への出張相談の実施 ◆子育て支援センター等の訪問や、子育て女性再就職支援イベントの開催等による潜在的な女性労働力の掘り起こし ◆就職者へのアフターフォロー&キャリア形成支援の実施 ◆公認心理師(臨床心理士)による心理的サポート	◆新型コロナウイルス感染症拡大による、イベントやセミナーの中止や原因とした広報機会損失や、企業訪問の機会減少	◆新規相談者数 133人(累計2,900人) 相談件数 698件(累計9,767件) 就職者数 48人(累計960人) ◆出張相談回数:8回 ◆子育て支援センター等の訪問:109回 ◆就職者へのアフターフォロー等の実施27回	◆利用者(個人・企業)の増に向けたPRの強化	人権・男女共同参画課
14	2 就業支援の強化	1 就業のための支援	イ 高知家の女性しごと応援室による就業支援	◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆東部・西部・中部への出張相談の実施 ◆子育て支援センター等の訪問や、子育て女性再就職支援イベントの開催等による潜在的な女性労働力の掘り起こし ◆就職者へのアフターフォロー&キャリア形成支援の実施	◆利用者の増に向けたPRの強化	◆新規相談者数 328人(累計2,767人) 相談件数 1,444件(累計9,069件) 就職者数 117人(累計912人) ◆出張相談回数:21回 ◆子育て支援センター等の訪問:137回 ◆就職者へのアフターフォロー等の実施	◆新型コロナウイルスの影響を受け、新規相談者数の減少傾向が続いているため、更なる周知が必要	◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆東部・西部・中部への出張相談の実施 ◆子育て支援センター等の訪問や、子育て女性再就職支援イベントの開催等による潜在的な女性労働力の掘り起こし ◆就職者へのアフターフォロー&キャリア形成支援の実施 ◆公認心理師(臨床心理士)による心理的サポート	◆新型コロナウイルス感染症拡大による、イベントやセミナーの中止や原因とした広報機会損失や、企業訪問の機会減少	◆新規相談者数 133人(累計2,900人) 相談件数 698件(累計9,767件) 就職者数 48人(累計960人) ◆出張相談回数:8回 ◆子育て支援センター等の訪問:109回 ◆就職者へのアフターフォロー等の実施27回	◆利用者(個人・企業)の増に向けたPRの強化	人権・男女共同参画課
				◆県の臨時的任用職員等の求人情報をひとり親家庭等就業・自立支援センターへ提供する。 ◆市町村に対して、臨時的任用職員等求人情報提供について依頼	◆臨時的任用職員等求人情報未提供市町村への働きかけ	◆行政機関からの臨時的任用職員等の求人情報提供件数:662件(県636件、市町村19件、国7件) (うち就職者数:0人)  ◆市町村の求人情報提供状況:2市(香美市・室戸市)	◆臨時的任用職員等求人情報の提供市町村を拡大するため、引き続き協力依頼を行う。	◆県の臨時的任用職員等の求人情報をひとり親家庭等就業・自立支援センターへ提供する。 ◆市町村に対して臨時的任用職員等求人情報提供の依頼を行う。	◆臨時的任用職員等求人情報未提供市町村への働きかけ	◆行政機関からの臨時的任用職員等の求人情報提供件数:57件 (うち就職者数:0人) 内訳:県57件、市0件、国0件  ◆市町村臨時的任用職員等の求人情報提供状況:なし	◆市町村からの求人情報提供がないため、市町村への働きかけを行う。	子ども・子育て支援課
15	2 就業支援の強化	1 就業のための支援	ウ 臨時的任用職員等の雇用に関する情報提供	◆県の臨時的任用職員等の求人情報をひとり親家庭等就業・自立支援センターへ提供する。 ◆市町村に対して、臨時的任用職員等求人情報提供について依頼	◆臨時的任用職員等求人情報未提供市町村への働きかけ	◆行政機関からの臨時的任用職員等の求人情報提供件数:662件(県636件、市町村19件、国7件) (うち就職者数:0人)  ◆市町村の求人情報提供状況:2市(香美市・室戸市)	◆臨時的任用職員等求人情報の提供市町村を拡大するため、引き続き協力依頼を行う。	◆県の臨時的任用職員等の求人情報をひとり親家庭等就業・自立支援センターへ提供する。 ◆市町村に対して臨時的任用職員等求人情報提供の依頼を行う。	◆臨時的任用職員等求人情報未提供市町村への働きかけ	◆行政機関からの臨時的任用職員等の求人情報提供件数:57件 (うち就職者数:0人) 内訳:県57件、市0件、国0件  ◆市町村臨時的任用職員等の求人情報提供状況:なし	◆市町村からの求人情報提供がないため、市町村への働きかけを行う。	子ども・子育て支援課
				◆生活困窮者自立支援制度による就業支援	◆町村社協へのヒアリング 就労支援の積極的な活用を図るため課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。  ◆認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓	◆認定就労訓練事業に対する理解促進	◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村社協等 7/17~8/28(計9日間)  ◆認定就労訓練事業所の開拓	◆就労支援が必要と思われる者に対して積極的に事業の利用勧奨を行うよう働きかける必要がある。  ◆新たな事業所に向け、各事業所に対し当事業の理解を深めていくことが必要。	◆町村社協へのヒアリング 就労支援の積極的な活用を図るため課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。  ◆認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓	◆認定就労訓練事業に対する理解促進	◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村社協等へ書面により調査※現在集計中  ◆認定就労訓練事業所の開拓 (R2年度末:7箇所→R3.9末:9箇所) ※県認定分	◆就労意欲が乏しいなど、就労の準備段階からの支援が必要な場合もあるため、積極的に事業の利用勧奨を行い、効果的な支援を行う必要がある。  ◆新たな事業所の認定に向け、各事業所に対し当事業の理解を深めていくことが必要。
16	2 就業支援の強化	1 就業のための支援	エ 生活困窮者自立支援制度による就業支援	◆町村社協へのヒアリング 就労支援の積極的な活用を図るため課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。  ◆認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓	◆認定就労訓練事業に対する理解促進	◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村社協等 7/17~8/28(計9日間)  ◆認定就労訓練事業所の開拓	◆就労支援が必要と思われる者に対して積極的に事業の利用勧奨を行うよう働きかける必要がある。  ◆新たな事業所に向け、各事業所に対し当事業の理解を深めていくことが必要。	◆町村社協へのヒアリング 就労支援の積極的な活用を図るため課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。  ◆認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓	◆認定就労訓練事業に対する理解促進	◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村社協等へ書面により調査※現在集計中  ◆認定就労訓練事業所の開拓 (R2年度末:7箇所→R3.9末:9箇所) ※県認定分	◆就労意欲が乏しいなど、就労の準備段階からの支援が必要な場合もあるため、積極的に事業の利用勧奨を行い、効果的な支援を行う必要がある。  ◆新たな事業所の認定に向け、各事業所に対し当事業の理解を深めていくことが必要。	地域福祉政策課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」2年度事業実績及び3年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども・子育て支援課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(2年度末に更新してください)	評価(C)(2年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R3.8月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関	
				R2年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画	実施上の課題等				
17	化2	就業支援の強化	支① 就業支援のための	オ 自立支援プログラム策定による支援	◆課題や目標を共有する「プランシート」を新たに作成し、原則全ての就業相談に対して活用	◆「プランシート」による支援についての検証。	◆支援要請者7人 ◆就職者数(プログラム策定事業国庫補助対象)1人	◆「プランシート」を活用し、支援要請者と目標等を共有しながら、就職まで継続的な支援を行っていく必要がある。	◆プログラム策定のための面談が困難な遠方の方などが利用しやすいようにオンラインでの面談を行う。	◆プログラム策定による支援についての効果検証。	◆支援要請者3人 ◆就職者数0人	◆R3.8月から住宅支援資金貸付が開始されたことに伴い、プログラム策定件数の増加が見込まれる。	子ども・子育て支援課
18	2	就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援	ア 資金面での支援 ○ 自立支援教育訓練給付金事業 ○ 高等職業訓練促進給付金事業 ○ 高等職業訓練促進給付金事業 ○ 高等職業訓練促進給付金事業 ○ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金)	◆自立支援教育訓練給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ◆認知度向上及び利用者数増加のための広報用リーフレットの内容の見直し ◆看護師等養成機関等への訪問活動による周知	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用件数が伸び悩んでいるため、周知の強化が必要。	◆自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金事業について拡充されていることから利用者増に向け、周知の強化が必要。 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用件数が伸び悩んでいるため、周知の強化が必要。 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金)については、入学年度の前年度末に貸付相談が増加する傾向にあるため、今後の様子を見守りたい。	◆自立支援教育訓練給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ◆広報用リーフレットの配布	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用実績がないため、周知の強化が必要。	◆自立支援教育訓練給付金事業 ・利用者数26人(市分25、町村分1) ◆高等職業訓練促進給付金事業 ・利用者数28人(市分21、町村分7) ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ・貸付人数:10人(入学準備金7、就職準備金3) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用者数0人(町村分) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金) ・貸付人数:0件(高知市を除く) ◆給付金事業の広報用リーフレットの配布(8月) 配布部数 3,500部 配布先:34市町村、養成機関、ハローワーク、ひとり親家庭等就業・自立支援センター、女性相談センター、県福祉保健所	◆自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金事業について拡充されていることから利用者増に向け、周知の強化が必要。 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用件数が伸び悩んでいるため、周知の強化が必要。 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金)については、入学年度の前年度末に貸付相談が増加する傾向にあるため、今後の様子を見守りたい。	子ども・子育て支援課	
19	2	就業支援の強化	② 資格や技能の取得	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる支援	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(5月、7月) ・初心者向けパソコン体験 随時実施 ◆アンケートの実施	◆受講者数増加に向け、受講者のニーズに沿った講座内容、回数拡充を検討する必要がある。	◆他の講座についても、利用者のニーズを把握していく必要がある。	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(エクセル・ワード)	◆受講者のニーズに沿った講座内容等の選定。 ◆新型コロナウイルスの感染防止に配慮した実施方法等を検討する必要がある。	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座1回(ワード)	◆新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、パソコン講座(エクセル)が開催中止となった。	子ども・子育て支援課	
20	2	就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ 公共職業訓練	委託訓練の実施計画 年間 72コース 定員 986名 ・短期訓練 IT系 37コース 経理系 4コース 介護系 6コース 医療系その他 10コース ・長期高度人材育成コース 15コース(うち介護系2コース) ・母子枠の設定 14コース(20名)	雇用情勢が改善すると訓練希望者が少なくなる傾向にあるため、求職者のニーズに合った多様なコース設定や訓練の広報等について、国や関係機関と連携し、一体的に取り組む。	・求職者のニーズに合わせた訓練コースの設定ができている。 ・応募者や入校者が募らず中止となった訓練コースもあり、周知の方法等について検討していく余地がある。	委託訓練の実施計画 年間 75コース、定員956名 【短期訓練】 ・IT系 42コース ・経理系 3コース ・介護系 8コース ・医療系 5コース 【長期高度人材育成コース】 ・17コース (うち介護系2コース)	雇用情勢が改善すると訓練希望者が少なくなる傾向にあるため、求職者のニーズに合った多様なコース設定や訓練の広報等について、国や関係機関と連携し、一体的に取り組む。	委託訓練の実施状況 【短期訓練】 ・IT系 13コース、入校者184名 ・経理系 1コース、入校者18名 ・介護系 2コース、入校者20名 ・医療系 2コース、入校者25名 【長期高度人材育成コース】 ・11コース、入校者36名 (うち介護系2コース、入校者5名)	短期訓練、長期高度人材育成コースともに一定の定員充足率となっている。	雇用労働政策課	
21	化2	就業支援の強化	発③ 事業主への啓発	ア 事業主への啓発の推進	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行う。	◆ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される助成金制度等の周知を図り、受け入れ企業を拡大させる。	◆電話等による企業開拓14件 ◆開拓企業による求人登録数56件	◆企業開拓は本計画に掲げる「事業主への啓発活動」も兼ねる取組と位置付けられるものであることから、引き続き実施していく必要がある。	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行う。	◆ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される助成金制度等の周知を図り、受け入れ企業を拡大させる。	◆未実施	◆6月から事業委託を開始して間もないため、企業訪問に向けて情報収集を行っている。	子ども・子育て支援課
22	3	経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 児童扶養手当の適正な支給 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による適正な貸付 ○ ひとり親家庭医療費の助成 ○ 児童扶養手当の支給回数の増	◆児童扶養手当の支給 ・R3.3月～児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し→ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるようになる。 ◆ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充 ・R2.4月から4資金(事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金)の貸付限度額の引き上げ ・違約金利率の引下げ ・貸付件数:281人(高知市199、県82) ◆ひとり親家庭医療費助成事業 ・受給対象者数(実人員):14,117人(児童含む)	◆制度の周知を行うための市町村等との連携	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 貸付件数は、対前年同期比68.8%(前年同期:64人)。主な減少要因は修学資金(本年:27件、前年同期:35件)で、本年4月より実施の修学支援新制度の影響が考えられる。	◆児童扶養手当の支給 ・R3.3月～児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し→ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるようになる。 ◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充 ・R3.4月から3資金(事業開始資金、事業継続資金、修学資金)の貸付限度額の引き上げ ・貸付件数:187人(高知市131、県56) ◆ひとり親家庭医療費助成事業 ・受給対象者数(実人員):12,752人(児童含む)	◆制度の周知を行うための市町村等との連携	◆児童扶養手当の支給 ◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給 ・991件 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数:23件(新規8、継続15)(高知市除く) ◆ひとり親家庭医療費助成事業の実施	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 貸付件数は、対前年同期比79.3%(前年同期:29件)。主な減少要因は修学資金(本年:22件、前年同期:26件)で、本年4月より実施の修学支援新制度の影響が考えられる。	子ども・子育て支援課	
23	実3	経済的支援の充実	実① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 生活福祉資金貸付制度による適正な貸付	◆県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を情報提供。	◆制度の周知	◆県社会福祉協議会で、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付を実施。	◆プライバシーに配慮した適正な貸付を実施	◆県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度などを情報提供するとともに、適正な貸付を実施。	◆制度の周知	◆県社会福祉協議会において、制度の周知を行うとともに、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付を実施。特例貸付により、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮した方への貸付も実施。	◆プライバシーに配慮した適正な貸付を実施できている。引き続き、支援が必要な方に対し、制度の周知を行う。	地域福祉政策課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」2年度事業実績及び3年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども・子育て支援課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(2年度末に更新してください)	評価(C)(2年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R3.8月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				R2年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画	実施上の課題等			
24	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 私立中学校等修学支援実証事業の実施 ○ 私立学校等授業料の減免	・厳しい経済状況の家庭に対し経済的支援を行い、教育費の負担軽減となる ○ 私立高等学校等就学支援金事業(授業料への支援) ○ 高校生等奨学給付金事業(授業料以外の教育費への支援) ○ 私立中学校等修学支援実証事業(授業料への支援) ○ 私立学校授業料減免補助事業(授業料への支援)	・私立小中学校に通う児童生徒を持つ家庭に対する更なる経済的支援 ◆ 厳しい経済状況の家庭に対する経済的支援 ○ 私立高等学校等就学支援金事業 支払実績額 986,762千円(対象者3,824人) ○ 私立高校生等奨学給付金事業 支払実績額 75,783千円(対象者621人) ○ 私立中学校等修学支援実証事業 支払実績額 17,125千円(対象者152人) ○ 私立学校授業料減免補助事業 支払実績額 104,681千円(対象者1,715人)	・各事業ともに、対象となるすべての小中高等学校等に対し支援実績があり、制度の浸透がうかがえる。	・厳しい経済状況の家庭に対し経済的支援を行い、教育費の負担軽減となる ○ 私立高等学校等就学支援金事業(授業料への支援) ○ 高校生等奨学給付金事業(授業料以外の教育費への支援) ○ 私立中学校等修学支援実証事業(授業料への支援) ○ 私立学校授業料減免補助事業(授業料への支援)	・私立小中学校に通う児童生徒を持つ家庭に対する更なる経済的支援 ◆ 厳しい経済状況の家庭に対する経済的支援 ○ 私立高等学校等就学支援金事業 支払実績額 248,764千円(I-四半期分) ○ 高校生等奨学給付金事業 8月16日第1回分申請書提出期限 ○ 私立中学校等修学支援実証事業 9月15日申請書提出期限 ○ 私立学校授業料減免補助事業 11月26日申請書提出期限 ・全ての小中高等学校において、減免制度が実施されている。	・各事業ともに、対象となるすべての小中高等学校等に対し支援実績があり、制度の浸透がうかがえる。	私学・大学支援課		
25	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 無利子奨学金の貸与	・要件を満たす希望者への支給・貸与 ・制度の周知	・制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある ◆ 低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金支給 ・高知県高校生等奨学給付金支給 ・高知県高等学校等奨学金貸与 収入(所得)基準額へのひとり親加算 260,000円 ◆ 制度の周知	・要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施	・要件を満たす希望者への支給・貸与 ・制度の周知	・制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある ◆ 低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金支給 ・高知県高校生等奨学給付金支給 ・高知県高等学校等奨学金貸与 収入(所得)基準額へのひとり親加算 260,000円 ◆ 制度の周知	・要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施	高等学校課		
26	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給	◆ 特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。	◆ 特になし	◆ 特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、教育関係経費を補助。 ◆ 722名の幼児児童生徒に対して、76,490,507円補助した。	◆ 特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。	◆ 特になし	特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、教育関係経費を補助	◆ 特になし	特別支援教育課	
27	3 経済的支援の充実	会② 交流費の確保及び面	ア 広報・啓発活動の実施	◆ 各種媒体を利用したひとり親家庭等就業・自立支援センターの法律相談の周知 ◆ 養育費相談支援センターのパンフレット配布	◆ 市町村との連携、広報媒体の拡大により、支援を必要としているひとり親への周知徹底を図る。	◆ 相談件数は、前年度から若干増加している。 ◆ センターのチラシの作成、配布 ◆ 「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 ◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆ センターのLINE公式アカウントによる情報発信(通年)	◆ 支援を必要としている方に支援情報が届くよう、多様な方法による情報発信を強化する。 ・SNS等を活用したひとり親家庭等就業・自立支援センターの業務内容の周知 ・出張相談の実施	◆ 関係機関との連携、効果的な周知方法 ◆ センターのチラシの作成、配布 ◆ 「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 ◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆ センターのLINE公式アカウントによる情報発信(通年)	◆ LINEの登録者件数は増加している。(6月末166人→8月末187人)	子ども・子育て支援課		
28	3 経済的支援の充実	会② 交流費の確保及び面	イ 法律相談の充実	◆ 法律相談の周知 ◆ 養育費に関する研修会への参加	◆ 周知の相手方及び手法。 ◆ 法律相談 法律相談利用者数: 84人(司法書士44人、弁護士40人) うち養育費に係る相談: 27件 (前年同期: 法律相談67人、うち養育費に係る相談14件)	◆ 法律相談(弁護士)は、事業を開始したH29から安定した利用実績があり、今後、回数等を検討する必要がある。	◆ オンラインによる法律相談の実施 ◆ センター相談員の養育費に関する研修会への参加	◆ 相談回数の変更やオンラインによる実施は弁護士会との調整が必要である。 ◆ 法律相談 法律相談利用者数: 34人(司法書士20人、弁護士14人) うち養育費に係る相談: 20人 (前年同期: 法律相談33人、うち養育費に係る相談9人)	◆ 法律相談件数は、前年同期並みである。相談内容別では養育費に関する相談が最も多い。	子ども・子育て支援課		
29	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	ア 保育サービス等の充実 ○ 保育所等優先的利用の推進 ○ 保育サービス等の充実 ○ 保育料の軽減	◆ 保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 21市町村149か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 5市13か所 ・一時預かり 34市町村100か所 ・病児保育 14市町村17か所	・病児保育については、中部・東部では事業を実施しているが、幡多地域では未実施。 ◆ 保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 14市町村140か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 4市12か所 ・一時預かり 25市町村106か所 ・病児保育 10市町村23か所	・計画どおり保育サービス等の実施か所数が増え、子育て支援が充実している。	◆ 保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 14市町村140か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 4市12か所 ・一時預かり 25市町村110か所 ・病児保育 10市町村24か所	・さらなる保育サービスの充実に向けては、人材の確保が課題 ・補助金による財政支援 国費の交付決定は10月の見込み ・事業実施に必要な人材の育成 子育て支援員研修基本研修(6月)修了者132名 家庭的保育者認定研修(6月~)	・引き続き財政支援とともに、事業実施に必要な人材育成に取り組む。	幼保支援課		

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」2年度事業実績及び3年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども・子育て支援課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(2年度末に更新してください)	評価(C)(2年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R3.8月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関	
				R2年度実施計画	実施上の課題等			R3年度実施計画	実施上の課題等				
30	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 子育て短期支援事業(トワイライトステイ、ショートステイ)の推進	◆里親、ファミリーホームを活用した受入先の確保に向け、里親制度の広報啓発活動を推進 ◆事業を行っていない市町村に対して助言・働き掛け	◆里親希望者の開拓	◆ホームページにおいて里親制度や里親説明会に関する広報(10月) ◆里親制度に関するオンライン説明会やパネル展示の開催(10月) ◆市町村に対し、事業にかかる里親活用手続きについて助言	◆里親制度に関心のある方に必要な情報が行き届くよう、ターゲットを絞った広報啓発を行う必要がある。 ◆市町村に対し里親の活用について働き掛けを続けていく必要がある。	◆里親家庭の確保及び里親委託促進のための里親制度に関する広報啓発活動の推進 ◆事業を行っていない市町村に対して助言・働き掛け	◆里親希望者の開拓	◆ホームページにおいて里親説明会やパネル展示に関する広報(9月から) ◆里親説明会の実施(2回) ◆研修会や専門学校等において里親制度に関する講義の実施(13回) ◆高知市役所職員向けに里親制度に関する説明会の実施(2回)		子ども・子育て支援課	
31	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 放課後児童クラブ等の充実 ○ 放課後児童クラブの優先的利用の推進	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ※H31.4～事業名変更 ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 145(41) 児童クラブ 180(96) 計 325(137)カ所 ②児童クラブ施設整備への助成 4市11カ所(予定) ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 7回 ・発達障害児等支援研修 全5回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 8～9月 ◆地域学校協働本部事業 ※H31.4～事業名、本部名変更 ①運営費等補助 33市町村138本部228校8園 ※他、高知市が38本部38校 学校組合が1本部2校 県立学校 6本部6校 ②食育学習を行う地域学校協働本部への助成 ③活動内容の充実と人材育成 高知県地域学校協働活動研修会 1回 高知県地域コーディネーター研修会 3回 地域本部で活動する人材の発掘等 高知県地域コーディネーターハンドブックの作成・配布 ④学校地域連携推進担当指導主事(4名)による支援	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・児童の定員や児童1人あたりの専用区画面積等、国が示す施設基準等を満たしていない児童クラブへの対応が必要である。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上などが求められる。 ⇒国や県の実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行っている。	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 143(41) 児童クラブ 182(95) ②児童クラブ施設整備への助成 5市15カ所 ※R3年度に2カ所繰越 ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修5回(新型コロナウイルス対策3回、防災2回) ・発達障害児等支援研修 3回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・全小学校区の96.3%(182/189校)に新・放課後子ども総合プランに基づく放課後子ども教室又は放課後児童クラブが設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援や体験活動が行われている。 ・そのうち98.8%で学習支援活動が行われている。 ・支援員等を対象とした各種研修会等を開催。新型コロナウイルス感染症の影響等で、計画していた時期に開催できなかった研修や、受講者が減少した研修があったが、参加者の満足度は高く、資質向上につながった。 今後は、従事者の質の充実を目指し、ICTの活用も検討しながら参加しやすい環境を整えるとともに、参加率の低い市町村などへ働きかけを行っている。 ・子どもたちの見守り体制を強化した高知県版地域学校協働本部の設置が進んでいる。 3要件を満たした実施校の数 72校(小47、中25) ・市町村において高知県版地域学校協働本部の設置計画が更新され、その更新内容をもとに県全体の設置計画を更新し、併せて、次年度における県としての目標値を設定した。それらを次年度以降の展開へつなげていく。	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 141(41) 児童クラブ 189(94) 計 330(135)カ所 ②児童クラブ施設整備への助成 3市5カ所(計画) ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修6回 ・児童発達理解研修 5回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月	◆地域学校協働本部事業 ・設置状況は順調に進んでいるが、市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。	◆地域学校協働本部事業 ①運営費等補助 33市町村150本部222校10園 ※他、高知市が46本部46校 学校組合が1本部2校 県立学校 8本部8校 ②食育学習を行う地域学校協働本部への助成 ③活動内容の充実と人材育成 高知県地域学校協働活動研修会 1回 高知県地域コーディネーター研修会 東・中・西部×2回 ・市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月 ④学校地域連携推進担当指導主事(4名)による支援 ・地域学校協働本部実践ハンドブックを活用し、訪問活動による学校等への助言	◆地域学校協働本部事業 ①運営費等補助 33市町村150本部222校10園 ※他、高知市が46本部46校 学校組合が1本部2校 県立学校 8本部8校 ②食育学習を行う地域学校協働本部への助成 ③活動内容の充実と人材育成 ・取組状況調査の依頼 7月 ④学校地域連携推進担当指導主事(4名)による支援 ・地域学校協働本部実践ハンドブックを活用し、訪問活動による学校等への助言	◆地域学校協働本部事業 ・コロナ禍における地域住民の活動への参画について、課題や留意点を引き続き整理していく必要があるため、市町村や学校によって活動内容に差があるため、学校等への助言を続ける。 ・高知県版地域学校協働本部への展開の意義を地域や学校に浸透させる必要があるため、地域・学校の状況に応じた個別支援を続ける。	生涯学習課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」2年度事業実績及び3年度事業計画等

報告機関名(子ども・子育て支援課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(2年度末に更新してください)	評価(C)(2年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R3.8月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				R2年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画	実施上の課題等			
32	4 日 常 生 活 支 援 の 充 実	① 保 育 ・ 子 育 て 支 援 の 充 実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 地域子育て支援センター等の拡充	①地域子育て支援センター等、地域での交流の場や相談への支援の充実 (量の確保) ・市町村訪問 ・現状把握 ・活動内容の確認 ・関係機関との連携状況の確認 ・全地域子育て支援センターへの訪問・実態把握 ・子ども・子育て支援交付金を活用した運営費補助 ・高知県安心子育て応援事業費補助金を活用した小規模拠点の運営費補助 (質の確保) ◆人材育成 ・子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業) ○地域子育て支援センター施設長・市町村職員向け研修 ○現任者向け研修 ○初任者向け研修(認定研修) ・子育て支援員現場体験実習(地域子育て支援拠点事業) ・認定者と現場とのマッチング ・福祉人材センターへの登録 ・利用者支援事業子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修 ◆機能強化 ・安心子育て応援事業費補助金の活用 ・高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーによるセンターへの取り組み支援 (高知版ネウボラの推進) ・ネウボラ推進会議(高知市、香南市)	◆子育て家庭のニーズの多様化への対応が必要であることから、支援者の相談支援等のスキル向上が必要  ◆「高知版ネウボラ」の体制を各市町村で構築するためには、各市町村の実状に即した体制を検討しなければならないため、市町村とともに協議をし体制整備を図ることが必要	(量の確保) ・設置状況 ・23市町村1広域連合49か所 ・市町村訪問 各市町村のネウボラ体制を整理し、支援の取組内容等を把握:34市町村 ・地域子育て支援拠点運営に対する補助 ・地域子育て支援事業費補助金活用:20市町村 ・安心子育て応援事業費補助金活用:2町村1広域連合 (質の確保) ◆人材育成 ・子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業) ○子育て支援員専門研修:7/18 33名受講し認定 ○現任研修:8/5→24名、10/9→13名、11/28→32名 2/5→11名 ◆機能強化 ・安心子育て応援事業費補助金の活用 ・10市町村 1広域連合 15サークル ・応援コーナーによる拠点への支援 出張相談:6か所(15件) →新型コロナウイルス感染症の関係で地域子育て支援センターの休所や利用制限があったためバックアップを控えた。また、専門相談員が8月に退職したため相談件数が減少した。 (高知版ネウボラの推進) ・アドバイザー招聘 ○高知市 地域子育て支援センター交流会勉強会:R2.11.16、R3.2.2 ○香南市 総合地域子育て支援センター勉強会:R2.10.26、R3.3.11 ○四万十市 地域子育て支援センター勉強会・子育て支援課勉強会: R2.12.22	◆地域子育て支援センターは子ども・子育て支援事業計画に基づき各市町村で設置されており、令和2年度末で23市町村1広域連合に49か所設置され、特に未就園児に家庭への支援を実施している。未設置の町においても設置に向けて検討しており、引き続き支援を実施することが必要である。  ◆市町村における高知版ネウボラについては、関係機関による連携体制が一定構築されてきている。  ◆昨年度に引き続き高知市と香南市は「高知版ネウボラ」を推進する一環として、現場の状況を確認しながらアドバイザーを招聘し勉強会を実施するなど、地域子育て支援センターの人材育成を実施することができた。また、新たに四万十市もアドバイザーを招聘し勉強会を実施。担当課からの参加もあり、人材育成だけでなく、行政と現場が一体となり取り組んでいくための情報共有ができた。	①地域子育て支援センター等、地域での交流の場や相談への支援の充実 (量の確保) ・市町村合同ヒアリング(母子保健、児童福祉、子育て支援) ・現状把握 ・各部門間の連携状況の確認 ・関係機関との連携状況の確認 ・地域子育て支援センターへの訪問・実態把握 ・子ども・子育て支援交付金を活用した運営費補助 ・高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金を活用した小規模拠点の運営費補助 (質の確保) ◆人材育成 ・子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業) ○地域子育て支援センター施設長・市町村職員向け研修 ・子育て支援員現場体験実習(地域子育て支援拠点事業) ・認定者と現場とのマッチング ・福祉人材センターへの登録 ・利用者支援事業子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修 ◆機能強化 ・高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金の活用 ・高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーによるセンターへの取り組み支援 (高知版ネウボラの推進) ・ネウボラ推進事業 ・市町村に対し専門家等を派遣しネウボラ機能を強化するための指導・助言を実施 ・市町村におけるネウボラの取り組みの優良事例を横展開するためのセミナーの実施	◆市町村における高知版ネウボラについては、関係機関による連携体制が一定構築されてきているが、更なる質の向上が必要。  ◆子育て家庭のニーズに応じた相談支援や情報提供等適切な支援を行う子育て支援者の育成が必要	(量の確保) ・設置状況 ・23市町村1広域連合49か所 ・市町村訪問 ・市町村合同ヒアリングの実施 各市町村の母子保健・児童福祉・子育て支援の各部門間の連携体制等の状況把握:6月～8月 29市町村 ・地域子育て支援拠点運営に対する補助 ・地域子育て支援事業費補助金活用 :21市町村 ・地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金活用 :2町村1広域連合 (質の確保) ◆人材育成 ・子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業) ○子育て支援員専門研修 :7/3 40名受講し40人認定 ○地域子育て支援センター施設長研修 :6/28 17名 ◆機能強化 ・高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金の活用 :11市町村 1広域連合 ・応援コーナーによる拠点への支援 出張相談:17か所(30件) (高知版ネウボラの推進) ・高知版ネウボラ推進セミナー(オンライン開催):7/28 21市町村1広域連合参加 ・アドバイザー派遣:8/23 香南市	◆コロナの影響等により地域子育て支援センターの利用者は減少傾向  ◆すべての市町村で高知版ネウボラの体制が整いつつあるが、母子保健・児童福祉の連携に加え、教育も含めた切れ目のない連携体制や専門性等に課題がみられる市町村もある。	子ども・子育て支援課
33	4 日 常 生 活 支 援 の 充 実	充① 実 保 育 ・ 子 育 て 支 援 の	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ ファミリー・サポート・センターの設置の促進	◆ファミリー・サポート・センター設置・運営への支援 ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施	◆ニーズが十分顕在化しておらず、市町村において事業実施に踏み切れていない ◆会員の確保が困難 ◆子どもが病気になることからの、病児・病後児を預かる仕組みが必要	◆新たなセンターの開設(四万十町、大月町) ◆市町村への電話による設置検討支援(5市町) ◆子育て支援員研修の実施(16名受講) ◆リーフレットの配布(随時) ◆ラジオでの広報(3回) ◆新聞等での広報(ミリカ、2回)	◆制度の効果的な周知を行い、ニーズを顕在化させるとともに、会員の確保を行う ◆コロナウイルス感染症の拡大により、自宅での預かりができない事例が発生したため、預かり場所の確保について検討し、R3年度から補助メニューを追加することとした。	◆ファミリー・サポート・センターの開設準備、設置・運営への支援 ◆会員の増加に向けた市町村講習実施への支援及び研修の実施 ◆制度の周知に向けた各種広報媒体によるセンターのPR	◆会員の確保が困難(特に解説から年数が経過しているセンターでは増加数が少ない) ◆制度の認知度がまだ低く、更なる周知が必要である	◆新たなセンターの開設(土佐清水市10月予定) ◆市町村への電話等による設置検討支援(1市) ◆子育て支援員研修の実施(12名受講) ◆リーフレットの配布(随時) ◆ラジオでの広報(1回)	◆会員数の増加が事業の活性化、更なる会員の確保とつながるよう、制度の周知を行うとともに市町村の講習の支援、県の講習を引き続き行って行くことが重要。	人権・男女共同参画課



「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」2年度事業実績及び3年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども・子育て支援課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(2年度末に更新してください)	評価(C)(2年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R3.8月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				R2年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
34	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 子どもの居場所づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆検討・立ち上げ段階への支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○開設・運営手引書の改訂</li> <li>○開設準備講座の開催(5回)</li> <li>○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(2名)</li> </ul> </li> <li>◆活動の継続・充実への支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)子ども食堂相互が情報交換する場の提供                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回)</li> </ul> </li> <li>(2)居場所を必要とする子どもをつなげる仕組み                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールソーシャルワーカーとの連絡協議会の開催(4回)</li> <li>○地域コーディネーターによる地域の子ども食堂と支援機関等との連携構築(3市)</li> </ul> </li> <li>(3)人材・食材の確保                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア養成講座の開催(5回)</li> <li>○ボランティアリストの提供</li> <li>○食材支援情報の提供</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未開設の地域での新たな設置や定期的な開催が必要                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフ人材(ボランティア)の確保が必要</li> <li>・企業や生産者等から寄せられる食材を効率的に分配するための仕組みが必要</li> </ul> </li> <li>・子ども食堂と市町村や市町村社協、学校等との連携がまだ十分でないところがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・新規登録 7カ所(うち開催済6カ所)→登録数累計:53カ所(10市5町)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども食堂訪問(16カ所)、三者協議(6/19)</li> <li>・食材提供支援、提供いただいた食品や消毒液等を延べ185カ所へ提供</li> </ul> </li> <li>②子育て支援・学習支援等のメニューを子ども食堂補助金に追加                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども食堂補助金 交付決定27件</li> <li>うち追加メニューの利用件数</li> <li>子育て支援、学習支援等の経費:6カ所</li> <li>衛生管理に要する経費:19カ所</li> <li>・子ども食堂における新型コロナウイルス感染症対策の促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→弁当配布による子ども食堂実施を特例として認める等の要件緩和(4月～)、コロナ対策に要する経費の支援メニューに追加(要綱改正(8/31)、各子ども食堂へ周知(9/2))</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに7箇所の食堂が開設となった。</li> <li>・企業及び個人の方から食材や消毒剤等をご提供いただく機会が増え、子ども食堂の支援が広がってきた。いただいた食材等は高知県社会福祉協議会を通して各子ども食堂のニーズに合わせて配布する仕組みを作った。</li> <li>・補助金に感染症対策経費を追加し、弁当配布を認めることで、新しい生活様式に応じた形で子ども食堂が活動を継続することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆検討・立ち上げ段階への支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○開設の手引きの改訂</li> <li>○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(2名)</li> </ul> </li> <li>◆活動の継続・充実への支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)子ども食堂相互が情報交換する場の提供                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回)</li> </ul> </li> <li>(2)居場所を必要とする子どもをつなげる仕組み                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども食堂と地域の支援機関等との連携構築(4市)</li> <li>(3)人材・食材の確保   <ul style="list-style-type: none"> <li>○スタッフ養成講座の開催(4回)</li> <li>○ボランティア情報の提供</li> <li>○食材支援情報の提供</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◆子ども食堂支援事業費補助金による開設・運営費等の補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、感染症対策を行いながら活動を継続する必要がある。</li> <li>・開催されている食堂のうち、約7割の食堂が弁当形式であり、見守り機能の低下が懸念される。</li> <li>・特に郡部において子ども食堂が貧困対策であるというイメージが残っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①上半期の新規登録3箇所一登録数累計:56カ所(10市5町)</li> <li>②補助金の感染症対策経費を継続し、さらに備品購入経費を補助メニューに追加した。</li> <li>③安芸市において子ども食堂と地域の支援機関(スクールソーシャルワーカー、福祉事務所)をつなぐ地域連絡会を開催し、情報交換及び今後の連携について検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍が続く中、今後も感染症対策を徹底しながら、活動を継続できるよう支援を行う。</li> <li>・子ども食堂が地域の交流の場であり、安心できる居場所と認識されるよう、広報を行う必要。</li> </ul>	子ども・子育て支援課
35	4 日常生活支援の充実	実① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 学習支援事業の実施									地域福祉政策課
36	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 学習支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆放課後等学習支援員配置状況(計画)</li> <li>・31市町村、1学校組合</li> <li>・小学校 124校 251名</li> <li>・中学校 76校 218名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国庫補助金の交付予定額の減額により、一部の学校で放課後等学習支援員の配置を見合わせたり、配置日数を調整せざるを得ない市町村がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆放課後等学習支援員配置状況</li> <li>配置実績(当初分)</li> <li>・31市町村、1学校組合</li> <li>・小学校 113校 224名</li> <li>・中学校 65校 162名</li> <li>◆当初計画に加え、学校再開に伴う児童生徒の学びを保障するため、放課後等や長期休業中に市町村や学校が実施する補充学習等に対応する学習支援員の追加配置を支援した。</li> <li>配置実績(新型コロナウイルス感染症対応補正分)</li> <li>・8市町</li> <li>・小学校 70校 93名</li> <li>・中学校 44校 61名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆当初は国庫補助金の交付予定額の減額により、一部の学校で放課後等学習支援員の配置を見合わせたり、配置日数を調整せざるを得ない市町村があった。</li> <li>◆国からの補正があったため、臨時休業中の未指導分の補習等の実施や、学校再開に伴う児童生徒の学びを保障するため、放課後等や長期休業中に市町村や学校が実施する補充学習等に対応する学習支援員の追加配置を支援した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆放課後等学習支援員配置状況</li> <li>(計画)</li> <li>・31市町村、1学校組合</li> <li>・小学校 130校 233名</li> <li>・中学校 74校 196名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中山間地域においては、地域内での人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材確保も見込めないケースがある。</li> <li>◆1人1台端末の整備が進む中で、放課後においても学習支援プラットフォームに掲載している単元テストシステム等の活用を検討していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆放課後等学習支援員配置状況</li> <li>当初</li> <li>・31市町村、1学校組合</li> <li>・小学校 119校 215名</li> <li>・中学校 71校 176名</li> </ul>	小中学校課	
37	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 学習支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施を希望する高等学校に配置(中山間校廃止)。</li> <li>・令和2年度予算の時間数4,280時間。(1校全課程共通につき基礎学力定着に向けての支援100時間・進学に向けてより専門的な学びを必要とする生徒に対し支援20時間を上限とする。)(令和元年度より1,020時間減)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において、学習支援員の配置希望校は多いものの、支援員が確保されず、実施希望に十分な支援員配置を行えない場合がある。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、大学が閉鎖等の状況のため、大学生支援員の確保が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高等学校29校に70名を配置した。</li> <li>・支援員の配置を希望する学校への配置率:82.9%</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で学校が休校となり、学習の遅れが心配される生徒に対する支援として、県立高等学校において追加700時間を実施した。</li> <li>・学習支援員の実施する放課後補習や授業中のチームティーチング指導によるきめ細かな対応が、基礎学力定着及び学力向上の一助となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体の学力の向上を図るためには、希望する県立高等学校全てに学習支援員を配置するための学習支援員の確保とその指導力を向上させる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策等の喫緊の課題等への対応や各校の本事業へのニーズ等を考慮し、全ての県立高等学校を対象として事業を実施。</li> <li>・令和3年度予算の時間数4,644時間(令和2年度予算より364時間増)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内で学習支援員を確保することができず、必要とされる人数の配置や時間数の確保ができない場合がある。</li> <li>・生徒の実態等により、1校当たりの上限以上の実施を希望する学校があり、その対応が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高等学校29校に62名を配置した。</li> <li>・支援員の配置を希望する学校への配置率:93.5%</li> <li>・生徒の実態等により、1校当たりの当初の上限を超えて実施を希望する学校に対して、予算の範囲内で追加の配置を実施予定。</li> <li>・学習支援員の実施する放課後補習や授業中のチームティーチング指導によるきめ細かな対応が、基礎学力定着及び学力向上の一助となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援員事業のさらなる充実のため、課題や各校の要望等を整理する必要がある。</li> <li>・学習支援員確保の仕組みづくりと学習支援員の指導力向上の仕組みづくりが必要である。(大学生支援員確保の方策と教員免許を持つ人材の有効活用の方策の検討。)</li> </ul>	高等学校課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」2年度事業実績及び3年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども・子育て支援課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(2年度末に更新してください)	評価(C)(2年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R3.8月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				R2年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
38	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 母子生活支援施設の支援機能の充実	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面での1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実  (安芸和光寮) ・個別対応職員の配置。 ・心理療法担当職員の配置。 被虐待児童等やその保護者へ個別面接や心理面のケア。	(ちぐさ) ・入所事由の複雑多様化に対応するための職員のスキルアップ  (安芸和光寮) ・DV被害による入所の増加により、子どもも含めた心理面でのケアや発達障害児のケア。	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 22世帯53人 ・相談員研修参加 20回 ・心理療法相談回数276回 ・ハローワーク等就労期間への同行5名  (安芸和光寮) ・入所世帯7世帯22名 ・心理療法 76回	(ちぐさ) 新型コロナウイルス感染防止のため多くの研修が中止、延期されたが、当初の研修目標を達成することができた。職員一同感染防止に細心の注意を払い相談業務等を実施した。  (安芸和光寮) ・新型コロナ対策から様々な研修が中止となっている。施設では感染予防対策をしながら、施設内でスーパーバイザーや相談員から助言を受ける事が出来た。	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面での1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実  (安芸和光寮) ・心理療法担当職員及び相談員の活用(スーパーバイス)による支援のスキルアップを図る。 ・DVや虐待の連鎖を解消するために助産師や関係機関の協力を得、性教育等の心理教育の実施。	(ちぐさ) ・入所事由の複雑多様化に対応するための職員のスキルアップ  (安芸和光寮) ・新型コロナ感染防止の為、職員参加を予定していたが外部研修の開催が中止又は延期になってしまっている。 ・また関係機関の協力による入所者に対する心理教育のプログラムや行事計画等についても日にちの調整に苦慮している。 ・このため、職員(心理療法担当職員)や相談員等のもつ専門知識等を活用しながら支援のスキルアップを図っている。	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 24世帯60人 ・相談員研修参加 5回 ・心理療法相談回数 141回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行 2名  (安芸和光寮) ・入所世帯 7世帯22名 ・心理療法 24回	(ちぐさ) ・複雑で複合的な生きづらさを持った母子が増え職員の処遇、対応力の向上が求められている。	子ども・子育て支援課
39	4 日常生活支援の充実	② 住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 公営住宅への入居について優遇措置の実施 ○ 民間賃貸住宅への入居支援	◆引き続き、入居者の選考において、当選確率を高める優遇措置を講ずること、ひとり親世帯への支援を行っている。	◆原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。	令和2年度県営住宅募集結果(第1回(R2.5)~第4回(R3.2)) ひとり親世帯応募者数 151世帯 同当選者数 30世帯 当選倍率 5.0倍	県営住宅への入居を希望するひとり親世帯への需要があることから、今後とも、制度の周知を図り、ひとり親世帯への支援を行っていく。	◆引き続き、入居者の選考において、当選確率を高める優遇措置を講じていく。	◆原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。	令和3年度県営住宅募集結果第1回(R3.5) ひとり親世帯応募者数 26世帯 同当選者数 5世帯 当選倍率 5.2倍	県営住宅への入居を希望するひとり親世帯への需要があることから、今後とも、制度の周知を図り、ひとり親世帯への支援を行っていく。	住宅課
40	援4 日常生活支援	た② 住宅確保の支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)	◆住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を行う。	◆制度の内容の周知を引き続き関係機関と連携しながら行うとともに、制度の目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健全な育成を支援する)についても十分に周知する必要がある。	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金) ・貸付件数:住宅資金0件(高知市を除く) 転宅資金0件(高知市を除く)	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 転宅資金の申請・貸付が前年度から2件減少。	◆住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を行う。	◆制度の内容の周知を引き続き関係機関と連携しながら行うとともに、制度の目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健全な育成を支援する)についても十分に周知する必要がある。	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金) ・貸付件数:住宅資金0件(高知市を除く) 転宅資金0件(高知市を除く)	◆住宅資金及び転宅資金に関する問合せは数件あったが、申請には至らなかった。 ◆雨漏りの補修のための住宅資金の貸付申請予定が1件ある。	子ども・子育て支援課